



2月の「税」の納期限

2月28日(金)

●国民健康保険税 第8期

口座振替を利用している人は、2月25日(火)に振替を行いますので残高の確認をお願いします。



市県民税（住民税）の申告は、市県民税や国民健康保険税の算出基礎になるものです。申告しなかった場合、国民健康保険税の軽減措置の適用が受けられなかったり、各種税証明書などの発行ができなかったりする場合があります。※譲渡所得（土地・建物・株式）などのある人、住宅借入金等特別控除を受ける人、肉用牛売却所得の免税を受ける人は税務署で確定申告をしてください。

市県民税申告をしなければならぬ人

平成26年1月1日現在、本市に住んでいた人で、前年中に次の所得があった人は申告が必要です。

▼給与所得者で次に該当する人

- ・中途退職などにより、年末調整ができていない。
- ・給与所得の他に、家賃や小作料、農業所得、雑所得などの所得があった。
- ・医療費控除、寄附金控除などを受ける。
- ・本市に給与支払報告書が提

申告の際には、「障害者控除対象者認定書」が必要になりますので、事前に高齢支援課または各総合支所総務民生課で認定書の交付を受けてください。

市県民税の申告受付会場

例年どおり市内全域に地区割りはありません。どの会場でも申告できます。期間の後半は混雑が予想されますので、できるだけ早めに申告を済まされるようお願いいたします。

■受付会場

- ・税務課（4番窓口）
- ・七城総合支所1階申告会場
- ・旭志総合支所1階申告会場
- ・泗水総合支所2階大会議室

■受付時間

- ・午前8時40分～11時
- ・午後1時～4時

期間内の申告を忘れずに

市県民税申告をしなければならぬ人

平成26年1月1日現在、本市に住んでいた人で、前年中に次の所得があった人は申告が必要です。

▼給与所得者で次に該当する人

- ・中途退職などにより、年末調整ができていない。
- ・給与所得の他に、家賃や小作料、農業所得、雑所得などの所得があった。
- ・医療費控除、寄附金控除などを受ける。
- ・本市に給与支払報告書が提

所得のなかった人も必ず申告してください

前年中に病気や失業などで所得の無かった人、遺族年金や障害年金を受けていて他に所得がない人も申告が必要です。

申告をしなくてもよい人

▼勤務先から給与支払報告書が本市に提出され、他に所



出されていない。（提出の有無は勤務先にお尋ねください）

- ・2力所以上から給与の支払いを受けた。
- ▼営業、農業、保険外交員その他の事業、不動産、配当などの所得があった人。
- ▼大工、左官などの賃金、内職の手間賃などの所得があった人。

市県民税・所得税

申告期間 2月17日(月)～3月17日(月)

申告のしおり

問い合わせ先 税務課市民税係 ☎0968 (25) 7206 (土・日を除く)

税務署から

問い合わせ先 菊池税務署 ☎0968(25)2121

期限内納付と振替期日

平成25年分確定申告の納付期限

- ・申告所得税 3月17日(月)
- ・消費税および地方消費税 3月31日(月)

振替納税の振替日

- ・申告所得税 4月22日(火)
- ・消費税および地方消費税 4月24日(木)

納付期限に遅れた場合や口座振替ができなかった場合は、納付期限の翌日から延滞税がかかります。

確定申告書作成コーナーを提供しています

国税庁ホームページに掲載している確定申告の作成コーナーでは、画面案内に従い金額などを入力することで、確定申告書などを作成することができます。

また電子申告用データを作成すると、電子申告(e-Tax)により申告などを行うことができます。詳しくはe-Taxホームページ (<http://www.e-tax.nta.go.jp>) をご覧ください。

確定申告は正しくお早めに

所得税は、納税者自身が所得金額や税額を正しく計算して納税する申告納税制度を採っています。所得金額や税額を正しく計算し、申告と納税は期限内に済ませてください。確定申告書の提出は郵送などでも結構です。

申告期限が間近になると、会場が混雑し長時間かかる場合がありますので、早めに申告を済ませてください。

還付金の受け取りは口座振込が便利です

確定申告の還付金の受け取りには、口座振込をご利用ください。作成した確定申告書の所定の欄に、受け取りを希望する金融機関の預貯金口座（本人名義に限る）の口座番号などを記載すれば、受け取りに行く手間が省け、しかも安全で確実です。

詳しくは菊池税務署にお問い合わせください。

事業所得を申告する人

申告時には必ず「収支内訳書」を記入して申告を行ってください。作成していない人は、作成終了後に受け付けを行います。

申告に必要なもの

所得額から差し引く（控除する）ものがあれば、必ず証明書などをお持ちください。

▼印かん（認印）

▼収入（所得）を証明できる資料

- ・源泉徴収票（公的年金含む）、支払い証明書
- ・農業所得や事業所得、不動産所得のある人は、収支内訳書（記入済み）、帳簿類、固定資産税の納税通知書

要介護者の障がい者控除

介護保険制度で要介護に認定された65歳以上の人は、基準に応じて障害者控除または特別障害者控除が受けられます。

▼医療費などの領収書（個人ごとに仕分けし、それを病院ごとに仕分けして計算して申告してください）、生命保険料、地震保険料、社会保険料（国民健康保険税や国民年金など）、障害者手帳、障害者控除対象者認定書など

▼口座振替による納税を希望する人は、通帳と通帳届出印かん

得がない人

▼税務署に確定申告書を提出する人

▼税務署から封書が送られてくる人は税務署で確定申告をしてください。

▼昭和24年1月1日以前に生まれた65歳以上で、収入が国民年金などの公的年金のみ。支給額が148万円以下の人。営業・農業・不動産（小作料含む）・その他の所得がある人は除きます。

（明細書など）

▼各種領収書（収支内訳書に記入されている人は不要）または証明書

▼医療費などの領収書（個人ごとに仕分けし、それを病院ごとに仕分けして計算して申告してください）、生命保険料、地震保険料、社会保険料（国民健康保険税や国民年金など）、障害者手帳、障害者控除対象者認定書など

▼口座振替による納税を希望する人は、通帳と通帳届出印かん

